

証券コード 8089

2022年6月9日

株 主 各 位

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号

ナイス株式会社

代表取締役社長 杉 田 理 之

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご自身の体調や感染状況を踏まえ、株主総会当日のご来場をお控えいただくこともご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市西区北幸二丁目9番1号
HOTEL PLUMM 横浜 3階 「ジョルジュサンク」
(ホテル プラム)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役9名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告の「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第19条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nice.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。このため、本添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し監査した対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について】

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対応を実施させていただきます。ご来場の株主様には、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社の対応について

- ・感染拡大防止のため、間隔を空けて株主様の座席を配置いたします。そのため、ご用意できる座席数に限りがございますので、予めご了承ください。
- ・運営スタッフは、全員マスクを着用のうえ、対応させていただきます。
- ・運営スタッフは、当日検温を実施し、体調を確認のうえ、参加いたします。

2. ご来場される株主様へのお願い

- ・会場ではアルコール消毒液による手指の消毒、マスクのご着用にご協力をお願いいたします。
- ・ご入場前に、非接触体温計による検温にご協力をお願いいたします。
- ・発熱があると認められる方、体調不良とお見受けされる方におかれましては、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

今後の状況により、上記の対応ならびに会場や開始時刻をやむなく変更する場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nice.co.jp>) にてお知らせをさせていただきます。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合には、事前に上記当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展により、経済活動の回復に向けた動きがみられましたが、年明けからのウクライナ情勢緊迫化に伴う資源の価格の高騰、物価の上昇、米国家政策金利の引上げ等により、先行き不透明な状況となっております。

住宅業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等によるライフスタイルやマーケットの変化、低金利の継続等により、当社の事業と関連のある新設住宅着工戸数は、前期比6.6%増の865千戸、うち持家は同6.9%増の281千戸となりました。また、当社の企業ルーツである木材流通業界においては、「ウッドショック」による世界的な木材価格の上昇を受け、国内でも2021年の初頭から輸入材価格が、また、春先からは国産材の価格が高騰しました。その後も、原油等の資源価格の高騰やコンテナ不足に伴う供給制約の深刻化等、木材の安定的な流通に影響を及ぼす様々な事象が生じ、木材の価格は高値で推移いたしました。当社は、このような状況下において、国内における木材流通インフラ企業としての社会的責務を担うべく活動してまいりました。

また、当社は2021年7月16日に株式会社ヤマダホールディングスと資本業務提携契約を締結し、住生活産業に係る事業等で包括的に相互の事業発展を図っております。

こうした環境のなか、当社グループの当連結会計年度における売上高は2,295億14百万円(前期比7.2%増加)、営業利益は102億24百万円(前期比127.5%増加)、経常利益は95億89百万円(前期比143.3%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は44億82百万円(前期比122.2%増加)となりました。

なお、当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しております。

(建築資材事業)

当連結会計年度における建築資材事業につきましては、世界的な木材需給の逼迫に伴い、国内でも急激に木材価格が上昇し高止まりするなか、在庫確保と安定供給に努めたこと、また、持家の新設住宅着工戸数が前期比で増加したことにより木材売上が大幅に伸長しました。

国内における木材流通をルーツとする当社は、国産材・輸入材の安定的な調達を実現するために、これまで培ってきた全国の製材事業者及び海外メーカーとのネットワークを活かした「多産地連携システム」を構築しております。

また、全国13カ所の木材市場と31カ所の物流センターを木材のストックヤー

ドとして活用し、安定的な供給とジャスト・イン・タイムな納材を可能としております。更に、首都圏木材営業部では、エリア内の合計6カ所のストックヤードを活用し、全国から集められた多種多様な木材を常時ストックし、邸別にアセンブルして供給する体制を整えております。また、木材市場の新たな活用方法として国産材ショールーム「見せる倉庫」の運営を開始いたしました。その他にも「国産材トータルコーディネートフェア」の開催や、「構造材」「内外装材」「断熱材」の全てを国産材仕様とした家づくりをご提案する「国産材プレミアムパッケージ」の販売を開始するなど、国産材の利活用や非住宅の木造化・木質化について提案・普及に努めました。

この結果、売上高は1,815億12百万円(前期比16.2%増加)となり、営業利益は106億15百万円(前期比237.6%増加)となりました。

(住宅事業)

当連結会計年度における住宅事業につきましては、従来のフロービジネスに加えて中期経営計画の重点戦略であるストックビジネスの強化・拡大を図るなど、持続的な成長につながる収益基盤の構築を目指してまいりました。その結果、管理その他部門に含まれる情報館事業(仲介)、マンションの管理・修繕の売上高は増加しました。

一戸建住宅事業・マンション事業におきましては、耐震・健康・省エネに配慮した良質な住宅をエリア特性に合わせて安定的に供給していくことを継続してまいります。一戸建住宅及び首都圏中古マンションのリノベーション事業では、現在の不動産市況を踏まえ厳選した仕入を行いながら引き続き収益力を高めることに注力いたしました。新築マンションでは、契約は順調に推移したものの前期と比べ新築マンションの売上計上戸数が減少したことに加え、前期には販売用不動産の売却があったことなどにより、売上高は375億78百万円(前期比21.7%減少)、営業利益は3億6百万円(前期比86.1%減少)となりました。

また、注文住宅事業では、木をふんだんに使った木造一戸建注文住宅のモデルハウスを日本最大級の総合住宅展示場「tvkハウジングプラザ横浜」に出展するとともに、隣接する当社グループの菊池建設株式会社のモデルハウス「現代数寄屋『檜の家』」及び「tvkハウジングプラザ藤沢」に出展している当社のモデルハウスをリニューアルいたしました。首都圏における契約戸数は前年同期から伸長しており、引き続き、これらのモデルハウスを通じて伝統的な日本家屋に加え、上質な木質空間のご提案、脱炭素化に資する木造住宅の普及に努めてまいります。

(その他の事業)

その他の事業には、一般放送事業(有線テレビ放送事業)等の生活関連サービス事業、建築工事業等が含まれております。一般放送事業を行うYOTUテレビ株式会社や、ソフトウェア開発事業及びシステム提供事業を行うナイスコンピュータシステム株式会社が順調に推移した結果、売上高は104億23百万円(前期比5.6%増加)、営業利益は12億49百万円(前期比45.3%増加)となりました。

事業別売上高

事業別		第72期 2021年3月期	第73期(当期) 2022年3月期	増減率 (△は減)
事業	部門	金額	金額	
建築資材事業	建築資材	149,227	181,160	21.4
	木材市場(注1)	6,962	(注2) 352	△94.9
	小計	156,190	(注2) 181,512	16.2
住宅事業	一戸建住宅(注1)	17,617	12,855	△27.0
	マンション	11,194	8,328	△25.6
	管理その他(注1)	19,198	16,394	△14.6
	小計	48,010	37,578	△21.7
その他の事業	その他(注1)	9,867	10,423	5.6
合計		214,069	(注2) 229,514	7.2

(注) 1. 当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用しております。上表の第72期は当該会計基準等を適用する前の金額であります。

2. 当期に収益認識会計基準等を適用していないと仮定した場合、木材市場部門の売上高は10,561百万円となり、建築資材事業の売上高は191,721百万円、売上高合計は239,723百万円となります。

② 設備投資の状況

建築資材事業に係る土地の取得、施設の修繕及び設備の更新のほか、一般放送事業に係る設備の移設及び改修工事など、総額16億31百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達状況

2021年7月16日付にて株式会社ヤマダホールディングスと資本業務提携契約を締結し、同年8月2日に同社に対して第三者割当による新株式の発行を行い、39億20百万円の資金を調達いたしました。この資金調達の目的は、建築資材事業における物流センター、倉庫の新築及び建替と一般放送事業における幹線のFTTH化という必要不可欠な設備投資に要する資金を確保するとともに、財務体質をより強固なものにするためであります。

なお、「ウッドショック」といった木材マーケットの急激な変化等があった中で、当社は、事業の持続的成長及び企業価値向上を実現するためには、当社にない経営資源を持ったパートナーと提携することにより、従来と異なるアプローチによる各種取り組みを実行する必要があると判断し、株式会社ヤマダホールディングスとの資本業務提携契約を締結し、新たに同社と住生活産業に係る事業等で包括的な取り組みを進めております。

また、来年度以降の建築資材事業における経常運転資金や住宅事業における販売用不動産取得といった資金需要等に対応し、今後の金融情勢の変化に備えるとともに機動的な資金調達の実現を図るため、2022年3月31日までに主要取引金融機関との間で、長期借入金20億円及びコミットメントライン契約158億円、総額178億円の資金調達に係る契約を締結いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第70期 2019年3月期	第71期 2020年3月期	第72期 2021年3月期	第73期(当期) 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	244,183	251,475	214,069	229,514
経 常 利 益 (百万円)	784	357	3,942	9,589
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	368	△3,787	2,017	4,482
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	39.34	△403.85	216.09	410.56
総 資 産 (百万円)	179,168	148,650	143,874	157,921
純 資 産 (百万円)	43,627	35,992	39,160	48,543

- (注) 1. 当期の状況につきましては、前記(1)「① 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。
2. 当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 対処すべき課題

世界規模での気候変動やそれに伴う自然災害の激甚化、加えて新型コロナウイルスの感染拡大に伴い環境意識の高まりや急速なDX（デジタルトランスフォーメーション）化が進んだほか、年明けからのウクライナ情勢緊迫による資源価格高騰など、企業を取り巻く環境は想定を超えるスピードで変化しております。当社の事業領域である住宅関連業界においても、人口減少や少子高齢化の加速等、人口動態の変化をはじめ、住まい方に対する消費者の価値観の転換など、需要構造は大きく変化しており、その対応が急務となっております。更に、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けては、住宅・建築業界及び木材業界に求められる役割は非常に大きいものとなっております。

こうした中、当社は、2021年5月に2021年度から2023年度までの3カ年を計画期間とする中期経営計画を策定し、公表いたしました。引き続き事業環境の大きな変化に対応するべく、経済価値のみならず、SDGsやESG経営を通じて社会価値・環境価値を重視し、社会課題解決を通じた企業価値の持続的な向上を目指し、当該計画に掲げた以下の諸施策を確実に実行していくことで持続的な成長及び企業価値の向上を実現してまいります。

- ① 積極的な木材利用の促進及び良質な住宅の供給等を通じて持続的な成長を実現するとともに、地球温暖化防止等の環境問題への取り組みや持続可能な社会の形成に貢献するなど、経済価値・社会価値・環境価値を創出するSDGs及びESG経営への取り組みを強化し収益性を向上させることで、より企業価値を高めてまいります。
- ② 持続可能な社会の構築に向けた取り組みとして、我が国の潤沢な資源であり、地球温暖化対策として重要な役割を担う木材の取り扱いを強化するほか、木造及び木質化された建築物の普及に努めます。
- ③ 耐震・健康・省エネに配慮した良質な住宅をエリア特性に合わせて安定的に供給しつつ、少子高齢化の進行により住宅ストック数が世帯数を上回る時代に対応していくために、住宅ストックの活用及び既存住宅流通に係る事業の比重を高めてまいります。
- ④ 事業戦略の実現に向けて、IT活用による業務の効率化や生産性の向上を図るほか、DXによる新サービスの開発や新たなビジネスモデルの構築など、競争優位性の確立に向けた取り組みを推進いたします。

また、当社グループは、企業運営に内在するリスクについて、随時、リスクの把握とその顕現化の予防に努め、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性があるリスクについては、昨今の事業環境の変化を踏まえて複眼的に検討し適切に対処してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ナイスコミュニティー株式会社	百万円 330	% 100.0	マンション等の総合管理
Y O U テ レ ビ 株 式 会 社	2,726	67.7	一般放送等

(注) 当社連結子会社は、上記の重要な子会社 2 社を含む35社、持分法適用関連会社は、6 社であります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、建築資材全般の販売、一戸建住宅・マンションの販売、不動産の仲介・賃貸、マンション等の総合管理、木造建築工事を主な事業としているほか、これらに付帯するサービス業等を営んでおります。

各事業の概要は次のとおりであります。

事 業	部 門	主 要 な 事 業 内 容
建築資材事業	建 築 資 材 木 材 市 場	木材の調達・製材・加工・販売 建材・住宅設備機器等の製造・販売 木材市場の経営
住 宅 事 業	一 戸 建 住 宅 マ ン シ ョ ン 管 理 そ の 他	分譲一戸建住宅の販売、注文一戸建住宅の建築請負 分譲マンションの販売、リノベーションマンションの販売 不動産の仲介・賃貸、住宅のリフォーム マンション等の総合管理等
そ の 他 の 事 業	そ の 他	一般放送 木造建築工事 ソフトウェアの開発・販売等

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

- ① 当社の本社
横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
- ② 当社および主要な子会社の事業所

会 社 名	事 業	事 業 所
ナイス株式会社 本社 (横浜市鶴見区)	建築資材事業	(北海道) 札幌・苫小牧 (東北) 盛岡・宮城・仙台・山形・郡山 (関東) 茨城・宇都宮・前橋・関東・埼玉・越谷・千葉 木更津・千住・東京・多摩・相模原・横浜 小田原 (中部) 新潟・北陸・長野・松本・沼津・静岡 浜松・岡崎・名古屋・小牧 (近畿) 三重・滋賀・京都・大阪 (中国) 岡山・広島 (四国) 徳島・香川・松山 (九州) 北九州・福岡・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
	住宅事業	(東北) 仙台 (関東) 宇都宮・木場・大崎・大森・蒲田・川崎 武蔵小杉・鶴見・綱島・菊名 星川・上大岡・湘南 (中部) 新潟・浜松・豊田
ナイスコミュニティー 株式会社	住宅事業	本社 (横浜市鶴見区)・東北・北関東・首都圏第一 首都圏第二・東京東・東京西・東京南・横浜北・横浜中央 横浜南・神奈川県央・浜松
YOUテレビ株式会社	その他の事業	本社 (横浜市鶴見区)

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

事業	使用人数	前期末比増減
建築資材事業	1,086名	66名増
住宅事業	926名	8名減
その他の事業	390名	17名減
全社（共通）	132名	36名増
合計	2,534名	77名増

- (注) 1. 使用人数は、正規従業員以外の常用労働者を含む就業人員数であり、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 全社（共通）は、総務および財務等の管理部門の使用人であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	百万円 14,548
株式会社みずほ銀行	11,989
株式会社りそな銀行	5,614
農林中央金庫	5,510

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 29,069,600株

(2) 発行済株式の総数 11,860,311株（自己株式283,408株を除く。）

- (注) 1. 株式会社ヤマダホールディングスを割当先とする第三者割当による新株式発行により、発行済株式の総数は2,100,000株増加しております。
2. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、発行済株式の総数は387,600株増加しております。

(3) 株主数 5,140名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社ヤマダホールディングス	2,100	17.71
技研ホールディングス株式会社	1,365	11.51
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	827	6.98
株式会社横浜銀行	464	3.92
株式会社みずほ銀行	463	3.91
株式会社りそな銀行	333	2.82
明治安田生命保険相互会社	321	2.71
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	232	1.96
パナソニック株式会社	210	1.77
吉野石膏株式会社	210	1.77

(注) 持株比率は、自己株式283,408株を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。当社の取締役（社外取締役を除く。）に、株価の上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクも含めて株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、当社の取締役（社外取締役を除く。）3名に対して18,000株を付与しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
杉田理之	代表取締役社長	YOUテレビ株式会社代表取締役社長 テクノワックス株式会社代表取締役社長
川路泰三	取締役	資材事業本部長
木口直克	取締役	管理本部長
鈴木信哉	取締役	ノースジャパン素材流通協同組合理事長
小久保 崇	取締役	弁護士法人小久保法律事務所代表社員 株式会社アズーム社外取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社社外監査役
濱田清仁	取締役	よつば総合会計事務所パートナー 株式会社キトー社外監査役 メディカル・データ・ビジョン株式会社社外監査役
田村 潤	取締役	100年プランニング株式会社代表取締役 株式会社大庄社外監査役
森 隆 士	常勤監査役	
鈴木耕典	常勤監査役	
中川秀宣	監査役	TMI総合法律事務所パートナー 株式会社エアウィーヴ社外監査役 株式会社アイシン補欠監査役
野間幹晴	監査役	一橋大学大学院経営管理研究科教授 株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役 ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社社外監査役 日本調剤株式会社社外取締役 株式会社グッドコムアセット社外取締役
柴山珠樹	監査役	AIQ株式会社常勤監査役

- (注) 1. 取締役鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁、田村潤の各氏は社外取締役であり、監査役鈴木耕典、中川秀宣、野間幹晴、柴山珠樹の各氏は社外監査役であります。当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役森隆士氏は、当社の財務部門および監査部門を統括した経験を有し、特に財務部門における豊富な知識と経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 常勤監査役鈴木耕典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位および担当ならびに重要な兼職の状況
大場浩史	2021年6月29日	任期満了	取締役 木造建設事業本部長

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、被保険者がその期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務について行った行為（不作為を含みます。）に起因して、当社、株主、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなった損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員の損害等は補償対象外とすることにより、役員職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役および執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」といいます。)を定めており、取締役の報酬については、金銭による月例の固定報酬及び支払が適切と判断される場合・時期に支払う賞与を基本的な構成とし、このほか、非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬について、業績・経営戦略等の会社の状況を勘案しつつ、取締役のインセンティブ向上のために適切と判断される場合・時期に、2021年6月29日開催の第72回定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）に対する金銭報酬債権を支給し、その給付と引き換えに当社の普通株式について発行又は処分を行うものとしております。

決定方針の決定方法は、「指名・報酬委員会」において、取締役会に提出する原案を決定し、取締役会にて審議し決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、「指名・報酬委員会」が作成した原案を可能な限り尊重して決定することとされているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役会の協議により、決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております。同株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬制度による金銭報酬債権及びその給付と引き換えに発行又は処分する当社の普通株式については、2021年6月29日開催の第72回定時株主総会において年額1億円以内かつ年60千株以内で決定することと決議しております。同株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は4名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。同株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、代表取締役社長の杉田理之（以下「杉田理之」といいます。）が、各取締役の個別の固定報酬の額及び賞与の額の決定について取締役会から委任を受けて、これらについて決定しました。

これらの権限を杉田理之に委任した理由は、事業環境や当社の経営状況等のほか、各取締役の役割や職務の遂行状況等を的確に把握していることから、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためであります。また、当該権限が杉田理之によって適切に行使されるよう、役員指名や報酬に関する決定手続きにおいて、客観性及び透明性を確保し、社外役員の見識を十分に生かすため、取締役会の決議に基づき設置した「指名・報酬委員会」から答申を受けた原案を可能な限り尊重して個別の報酬を決定することとしております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	賞与	非金銭報酬	
取締役	123	99	—	23	8
（うち社外取締役）	(29)	(29)	(—)	(—)	(4)
監査役	48	48	—	—	5
（うち社外監査役）	(37)	(37)	(—)	(—)	(4)

(注) 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度に基づいて、割当契約により退任までの間の譲渡禁止や一定の場合に当社が無償取得すること等を約したうえで当社普通株式を付与するというものであり、上記の額は、当事業年度に取締役（社外取締役を除く。）に対して付与した株式18,000株（発行価額の総額31百万円）のうち、当事業年度に係る13,500株の発行価額を記載しているものであり、残余の4,500株（発行価額7百万円）につきましては、翌事業年度（第74期）に係る報酬等となります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
社 外 取 締 役	鈴 木 信 哉	ノースジャパン素材流通協同組合	理 事 長
	小久保 崇	弁護士法人小久保法律事務所	代 表 社 員
		株式会社アズーム	社 外 取 締 役
		オイシックス・ラ・大地株式会社	社 外 監 査 役
	濱 田 清 仁	よつば総合会計事務所	パ ー ト ナ ー
		株式会社キトー	社 外 監 査 役
		メディカル・データ・ビジョン株式会社	社 外 監 査 役
	田 村 潤	100年プランニング株式会社	代 表 取 締 役
株式会社大庄		社 外 監 査 役	
社 外 監 査 役	中 川 秀 宣	TMI総合法律事務所	パ ー ト ナ ー
		株式会社エアウィーヴ	社 外 監 査 役
		株式会社アイシン	補 欠 監 査 役
	野 間 幹 晴	一橋大学大学院経営管理研究科	教 授
		株式会社パンダイナムコホールディングス	社 外 取 締 役
		ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社	社 外 監 査 役
		日本調剤株式会社	社 外 取 締 役
		株式会社グッドコムアセット	社 外 取 締 役
柴 山 珠 樹	AIQ株式会社	常 勤 監 査 役	

(注) 上記各氏の兼職する法人等と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況		主な活動状況と期待される役割に関して 行った職務の概要
社 外 取 締 役	鈴木 信 哉	取締役会 16/17回 (94%)	指名・報酬 委員会 2/2回 (100%)	取締役会において、長年、林業政策に携わった専門的な知識と経験を活かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員長として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	小久保 崇	取締役会 16/17回 (94%)	指名・報酬 委員会 2/2回 (100%)	取締役会において、企業法務を専門領域とした弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	濱 田 清 仁	取締役会 17/17回 (100%)	指名・報酬 委員会 2/2回 (100%)	取締役会において、公認会計士および税理士としての職務を通じた豊富な経験と幅広い見識を活かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	田 村 潤	取締役会 17/17回 (100%)	指名・報酬 委員会 2/2回 (100%)	取締役会において、民間企業における代表取締役としての豊富な経験と高い見識を活かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
社 外 監 査 役	鈴木 耕 典	取締役会 17/17回 (100%)	監査役会 17/17回 (100%)	取締役会において、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を活かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。
	中 川 秀 宣	取締役会 17/17回 (100%)	監査役会 17/17回 (100%)	取締役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。
	野 間 幹 晴	取締役会 17/17回 (100%)	監査役会 17/17回 (100%)	取締役会において、民間企業における社外取締役の経験と経営管理に関する研究を通じた見識を活かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。
	柴 山 珠 樹	取締役会 17/17回 (100%)	監査役会 17/17回 (100%)	取締役会において、金融機関における職務や監査役としての豊富な経験を活かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、社外役員全員と締結している責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する会社法第423条第1項の責任については、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 UHY東京監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	百万円 49
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	60

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当と判断し、これに同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合のほか、監査品質、職務遂行状況など、諸般の事情等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、適当な監査が期待しがたいと認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するものとし、この場合、監査役会が選定した監査役は解任した旨および解任の理由につき、解任後最初に招集される株主総会において報告することといたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役会において定めた取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、グループ共通の理念に基づいて企業運営を行い、誠実に遂行するために当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、周知徹底に努める。
- ロ. 当社は、当社グループに関わる法令の理解及び法令遵守の必要性の周知徹底のため、当社グループの全役職員を対象としたコンプライアンス研修を定期的実施する。
- ハ. 当社取締役会直属のコンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の維持及び向上を図るための施策の計画立案及び実施の監督を行うとともに、コンプライアンスに関わる事案等の情報共有、分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督等を行い、必要に応じて取締役会に報告及び提案を行う。
- ニ. 当社代表取締役直属の内部監査室は、他の管理部門や業務執行部門から独立した組織として、業務遂行における法令、定款及び社内規程の遵守状況を把握するため、内部監査規程に従い、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、計画的に内部監査を実施するとともに、その結果を内部監査報告書として取りまとめ、取締役会へ報告する。内部監査における指摘事項については、改善状況を確認し、当社の内部管理体制の適正性を確保する。
- ホ. 当社は、内部監査室及び外部の第三者機関を窓口とする内部通報制度の利用を促進し、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令、定款及び社内規程に従い、適切に文書又は電磁的記録を作成し、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の企業運営に内在するリスクについては、その防止のために必要な社内規程を整備し、これに基づく業務遂行を徹底するほか、随時、リスクの把握とその顕現化の予防に努めるものとする。なお、損失の危険の管理に関する整備状況及び新たに発生したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告又は対応を決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会規則に従い、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図るとともに、各役職者の職務権限及び責任の明確化を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を通じて、法令、定款及び社内規程の遵守を徹底するとともに、関係会社管理規程に従い、子会社の重要な業務執行を当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、子会社の事業及び経営を管理監督する。
 - ロ. 当社は、当社の取締役又は重要な使用人を、取締役又は監査役として子会社に派遣する。当該取締役又は重要な使用人が各子会社における取締役等の職務執行の監督又は監査を行うことにより、子会社における取締役等の職務執行が法令、定款及び社内規程に適合するように努める。
 - ハ. 当社管理本部経営企画室は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う等、子会社の業務を適切に支援し、子会社の取締役等が効率的に職務を執行できる体制を構築する。
- 二. コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスに関わる事案等を集約し、その分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督等を行う。また、当社内部監査室は、当社グループの内部監査を実施するほか、内部通報制度の統括部署として、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- ホ. 当社は、上記の体制及び取組み等を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正を確保するとともに、リスク管理を推進する。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役直属の監査役室を設置する。監査役室には監査役の職務補助に専従する使用人を置き、その人選及び配置転換等については監査役の意見を尊重して決定するとともに、当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属させる。

⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

イ. 当社及びその子会社の取締役は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告するとともに、監査役の往査による指摘事項に関する対応策について、取締役会において適宜結果を報告する。

ロ. 当社及びその子会社の使用人についても、監査役から報告を求められた事項について速やかに報告するよう徹底する。

ハ. 監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社がその費用を負担する。

⑨ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

イ. 監査役会は、毎月開催する。加えて、監査役は、四半期毎に代表取締役や各取締役と面談し、取締役の職務執行の状況を確認する。

ロ. 常勤監査役は、監査役会及び取締役会に加えて、オブザーバーとして指名・報酬委員会のほか、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席する。

ハ. 監査役会は、会計監査人との四半期及び年度決算の概要等の四半期毎の報告会に加えて、会計面でのリスク認識や監査上の論点を四半期毎に協議する場を追加で設けることにより、会計監査人との連携強化を図る。

ニ. 監査役は、内部監査室から月次で活動状況の報告を受け、また、適宜、必要に応じて情報交換を行うことによって、内部監査室との監査論点の事前共有や監査実施事項に係る活発な議論を行う。

- ⑩ 前記各項において定めた事項の実施状況については、適宜取締役、監査役に周知するものとする。

なお、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制については、次のとおり定めております。

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、企業としての社会的責任を全うするため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 当社グループは、反社会的勢力及び団体への対応を反社会的勢力排除規程のほか、当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」に定め、役職員に対し、周知徹底を図る。

ロ. 当社管理本部総務部を対応部門として、管轄警察署・暴力追放推進センター等の外部専門機関や顧問弁護士等と平素から連携を図り、事案に応じて対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての取組み

- ・当社は、当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、周知徹底するとともに、当社グループの新入社員や昇格者を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしました。
- ・コンプライアンス委員会は、毎月1回開催し、当社グループのコンプライアンスに関わる体制・事案等の確認、分析や対策の検討等を行い、その状況を取締役会に報告いたしました。
- ・内部監査室は、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施し、その結果を内部監査報告書として取りまとめ、取締役会及び監査役会へ報告し、指摘事項については、改善状況を確認いたしました。
- ・当社は、内部監査室及び外部の第三者機関を窓口とする内部通報制度の利用促進を通じて、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制についての取組み

- ・当社は、定款及び社内規程に従い、議事録等の記録を作成し、保存、管理し、取締役及び監査役は、必要に応じてこれを閲覧、点検いたしました。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制についての取組み

- ・当社は、リスク管理規程に基づき、業務遂行を行うとともに、随時、リスクの把握とその顕現化の予防に努め、事案と状況に応じて取締役会に報告し、対応を決定いたしました。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制についての取組み

- ・当社は、取締役会規則に従い、取締役会を毎月1回開催したほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図ったほか、職務権限規程等により、各役職者の職務権限及び責任の明確化を図りました。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制についての取組み

- ・当社は、関係会社管理規程に従い、子会社の重要な業務執行を当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、子会社の事業及び経営を管理監督いたしました。
- ・当社は、当社の取締役又は重要な使用人を、取締役又は監査役として子会社に派遣し、各子会社における取締役等の職務執行の監督又は監査を行い、法令、定款及び社内規程に適合するように努めました。
- ・当社管理本部経営企画室は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う等、子会社の業務の適切な支援と、子会社の取締役等が効率的に職務を執行できる体制の構築に努めました。

⑥ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制についての取組み

- ・当社は、監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従し、指揮命令権限が監査役に専属する使用人を配置しております。
- ・当社及びその子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告し、適宜結果を取締役会において報告いたしました。
- ・監査役は、監査役会のほか、取締役会、指名・報酬委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議等に出席いたしました。
- ・監査役と会計監査人との間で、四半期及び年度決算の概要等の四半期毎の報告会を行ったほか、内部監査室長を加えた三様監査において会計面でのリスク認識や監査上の論点を四半期毎に各2回協議いたしました。
- ・監査役会は、内部監査室から月次で活動状況の報告を受け、必要に応じて情報交換を行い、内部監査室と監査に関する事項の共有や議論を行いました。
- ・監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、監査役の請求に従い、職務の執行に必要な範囲で会社が負担いたしました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	106,094	流動負債	73,733
現金及び預金	29,107	支払手形及び買掛金	23,408
受取手形、売掛金及び契約資産	37,225	電子記録債務	12,273
電子記録債権	9,463	短期借入金	26,655
有価証券	4,000	1年内償還予定の社債	40
商 品	11,309	未払法人税等	1,780
販売用不動産	9,871	賞与引当金	1,758
未成工事支出金	510	そ の 他	7,816
そ の 他	4,772	固定負債	35,644
貸倒引当金	△167	社 債	40
固定資産	51,826	長期借入金	24,981
有形固定資産	39,942	繰延税金負債	381
建物及び構築物	9,659	再評価に係る繰延税金負債	2,415
機械装置及び運搬具	1,539	退職給付に係る負債	1,244
土 地	27,762	そ の 他	6,581
そ の 他	981	負債合計	109,378
無形固定資産	565	(純資産の部)	
投資その他の資産	11,318	株 主 資 本	46,111
投資有価証券	6,483	資 本 金	24,404
長期貸付金	103	資 本 剰 余 金	13,325
退職給付に係る資産	2,247	利 益 剰 余 金	9,210
繰延税金資産	299	自 己 株 式	△828
そ の 他	2,306	その他の包括利益累計額	△700
貸倒引当金	△121	その他有価証券評価差額金	195
資産合計	157,921	繰延ヘッジ損益	123
		土地再評価差額金	△402
		為替換算調整勘定	△631
		退職給付に係る調整累計額	15
		非支配株主持分	3,132
		純資産合計	48,543
		負債純資産合計	157,921

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	229,514
売上原価	192,281
売上総利益	37,233
販売費及び一般管理費	27,009
営業利益	10,224
営業外収益	
受取利息	10
受取配当金	158
持分法による投資利益	209
その他	224
営業外費用	
支払利息	782
融資関連費用	306
その他	149
経常利益	9,589
特別利益	
固定資産売却益	16
投資有価証券売却益	83
特別損失	
固定資産除売却損失	94
減損損失	2,957
その他	19
税金等調整前当期純利益	6,619
法人税、住民税及び事業税	2,079
法人税等調整額	△244
当期純利益	4,784
非支配株主に帰属する当期純利益	301
親会社株主に帰属する当期純利益	4,482

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日残高	22,069	10,992	4,331	△826	36,567
会計方針の変更による累積的影響額			56		56
会計方針の変更を反映した当期首残高	22,069	10,992	4,388	△826	36,623
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2,334	2,334			4,669
剰余金の配当			△281		△281
親会社株主に帰属する当期純利益			4,482		4,482
自己株式の取得				△1	△1
土地再評価差額金の取崩			444		444
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2			△2
持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金の増加			175		175
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	2,334	2,332	4,822	△1	9,487
2022年3月31日残高	24,404	13,325	9,210	△828	46,111

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2021年4月1日残高	497	32	42	△829	△25	△282	2,875	39,160
会計方針の変更による累積的影響額								56
会計方針の変更を反映した当期首残高	497	32	42	△829	△25	△282	2,875	39,217
連結会計年度中の変動額								
新株の発行								4,669
剰余金の配当								△281
親会社株主に帰属する当期純利益								4,482
自己株式の取得								△1
土地再評価差額金の取崩								444
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△2
持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金の増加								175
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△302	90	△444	198	41	△417	256	△161
連結会計年度中の変動額合計	△302	90	△444	198	41	△417	256	9,326
2022年3月31日残高	195	123	△402	△631	15	△700	3,132	48,543

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	90,250	流 動 負 債	68,514
現金及び預金	18,219	支払手形	2,446
受取手形	6,901	電子記録債務	11,727
電子記録債権	9,426	買掛金	17,074
売掛金及び契約資産	26,054	短期借入金	26,323
有価証券	4,000	1年内償還予定の社債	40
商 品	8,292	未払金	652
販売用不動産	6,881	未払費用	1,214
未成工事支出金	49	未払法人税等	1,400
前 渡 金	3,445	前 受 金	738
前 払 費 用	129	預 り 金	5,648
そ の 他	7,654	賞 与 引 当 金	1,042
貸倒引当金	△804	そ の 他	205
固 定 資 産	50,733	固 定 負 債	32,620
有 形 固 定 資 産	33,941	社 債	40
建 物	6,748	長 期 借 入 金	23,997
構 築 物	573	繰 延 税 金 負 債	206
機 械 及 び 装 置	725	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,415
車 両 運 搬 具	2	そ の 他	5,961
什 器 備 品	205		
立 木 造 林	310	負 債 合 計	101,134
土 地	25,277	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	97	株 主 資 本	39,883
無 形 固 定 資 産	334	資 本 本 金	24,404
ソ フ ト ウ ェ ア	220	資 本 剰 余 金	12,931
そ の 他	113	資 本 準 備 金	12,931
投資その他の資産	16,458	利 益 剰 余 金	3,228
投資有価証券	4,543	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,228
関係会社株式	8,581	土 地 圧 縮 積 立 金	197
関係会社長期貸付金	1,189	償 却 資 産 圧 縮 積 立 金	27
長期前払費用	147	繰 越 利 益 剰 余 金	3,004
前払年金費用	1,787	自 己 株 式	△680
そ の 他	1,339	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△34
貸倒引当金	△1,130	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	293
資 産 合 計	140,983	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	123
		土 地 再 評 価 差 額 金	△451
		純 資 産 合 計	39,848
		負 債 純 資 産 合 計	140,983

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	189,942
売 上 原 価	163,825
売 上 総 利 益	26,117
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	18,698
営 業 利 益	7,418
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	75
受 取 配 当 金	1,197
そ の 他	146
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	767
社 債 利 息	0
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,025
融 資 関 連 費 用	306
そ の 他	45
経 常 利 益	6,692
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	5
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 売 却 損 失	76
減 損 損 失	2,223
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失	2,425
そ の 他	18
税 引 前 当 期 純 利 益	1,954
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,146
法 人 税 等 調 整 額	△342
当 期 純 利 益	1,150

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 剰 余 益 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金					
				土 地 圧 縮 積 立 金	償 却 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2021年4月1日残高	22,069	10,596	10,596	197	80	1,611	1,888	△679	33,875
会計方針の変更による累積的影響額							26	26	26
会計方針の変更を反映した当期首残高	22,069	10,596	10,596	197	80	1,637	1,915	△679	33,901
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	2,334	2,334	2,334						4,669
剰 余 金 の 配 当						△281	△281		△281
当 期 純 利 益						1,150	1,150		1,150
自己株式の取得								△1	△1
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩						444	444		444
償 却 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△52	52	-		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	2,334	2,334	2,334	-	△52	1,366	1,313	△1	5,981
2022年3月31日残高	24,404	12,931	12,931	197	27	3,004	3,228	△680	39,883

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日残高	501	32	△6	527	34,403
会計方針の変更による累積的影響額					26
会計方針の変更を反映した当期首残高	501	32	△6	527	34,429
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					4,669
剰 余 金 の 配 当					△281
当 期 純 利 益					1,150
自己株式の取得					△1
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					444
償 却 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△208	90	△444	△562	△562
当 期 変 動 額 合 計	△208	90	△444	△562	5,419
2022年3月31日残高	293	123	△451	△34	39,848

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

ナイス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	原	伸之
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鹿目	達也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナイス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナイス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

ナイス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	原	伸之
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鹿目	達也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナイス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 当監査役会は、2021年6月29日開催の監査役会において、監査の方針、重点監査項目、各監査役の職務の分担、実施計画、監査要項等を定めた2021年度（第73期事業年度）の監査計画を決議し、毎月1回以上、定期的に開催する監査役会で各監査役の監査の実施状況および結果について報告を受け、意見交換等を行いました。また、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査基準および内部統制システムに係る監査の実施基準等に準拠して監査を実施し、代表取締役との定期的な会合を通じて意見交換を行うほか、各取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図りました。また、非常勤社外取締役とは定期的な会合および面談等を通じて連携を図り、情報の収集および監査の環境整備に努めました。
 - ①取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、その他重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類、契約書等を閲覧し、本社および主要な事業所に関しては内部監査室との連携を図り、内部監査報告等に基づいて業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ②主要な子会社につきましては、子会社の取締役および監査役、使用人等と意思疎通を図るほか、内部監査室、会計監査人とも連携し、事業および経営管理の状況等を調査いたしました。また、子会社の監査役とは定期的に開催するグループ会社監査役連絡会を通じて監査の実施状況と課題を共有するとともに、各社の事業および経営実態の把握に努めました。

- ③事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につきましては、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づき、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制につきましては、内部監査室の監査結果を踏まえ、会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受けました。

- ④事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取り組みにつきましては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ⑤会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受けるとともに、事前に監査計画、重点監査項目、監査の内容および方法について説明を受け、協議を行いました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、毎月会合等を行い、主要な事業所および子会社の往査に立ち会い、四半期レビュー結果および期末監査結果の報告を受けるなどの方法により、その職務の執行状況を確認し、意見および情報交換を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について監査するとともに、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討し、かつ、会計監査人の監査の方法および結果の相当性を検討いたしました。

なお、現会計監査人が2022年4月1日付で公認会計士・監査審査会による検査結果に基づく勧告を受けたことに鑑み、経緯や原因等について報告を受け、職務の遂行体制および品質管理体制等の状況ならびに今後の対応策について説明を求めました。

また、当監査役会は、現会計監査人の選任から当事業年度にいたる監査全般について公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」の評価基準項目および確認・留意すべき事項に応じて再評価等を実施し、会計監査人としての監査活動の適切性および妥当性を検証いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款にしたがい、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

ナイス株式会社	監査役	会
常勤監査役	森 隆 士	Ⓣ
常勤社外監査役	鈴木 耕 典	Ⓣ
社外監査役	中川 秀 宣	Ⓣ
社外監査役	野間 幹 晴	Ⓣ
社外監査役	柴山 珠 樹	Ⓣ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

剰余金処分につきましては、今後の成長と競争力強化のための資金需要等を勘案しつつ、株主の皆様への配当を安定的かつ継続して行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、2022年3月31日現在の株主様への第73期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき、普通配当は金40円といたしたいと存じます。

また、第73期の業績の結果を踏まえ、1株につき金10円の特別配当を加え、当期の期末配当は1株につき金50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は593,015,550円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

1. 減少する資本準備金の額

資本準備金12,931,674,497円のうち、5,000,000,000円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えます。

2. 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年8月5日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第19条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。以下同じ。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、当該事項を記載または表示した株主総会参考書類、事業報告、計算書類または連結計算書類を、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>1.現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第19条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第19条はなお効力を有する。</p> <p>3.本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第4号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、迅速な意思決定と企業価値向上を図るため取締役を2名増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	杉田理之 (1958年2月14日生)	1983年 4月 当社入社 2005年 1月 当社資材事業本部執行役員 2007年 11月 ナイス株式会社取締役執行役員 資材事業本部副本部長 2010年 1月 同社取締役執行役員 資材事業本部長 2010年 6月 当社取締役 2011年 6月 ナイス株式会社取締役常務執行役員 資材事業本部長 2018年 6月 同社代表取締役社長 2019年 5月 当社代表取締役社長 2020年 2月 ナイス株式会社代表取締役社長 兼 住宅事業本部長 2020年 3月 当社代表取締役社長 兼 住宅事業本部長 2021年 4月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) Y〇Uテレビ株式会社代表取締役社長 テクノワークス株式会社代表取締役社長 (取締役候補者とした理由) 建築資材事業を統括した豊富な経験と実績を有し、当社および主要な子会社の経営において、リーダーシップを発揮して職務を遂行しております。今後も高い見識を活かしたグループ統治を期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。	10,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	かわ じ ない ぞう 川 路 泰 三 (1963年11月14日生)	<p>1988年 4月 当社入社 2006年 4月 当社資材事業本部執行役員 2007年 11月 ナイス株式会社取締役執行役員 資材事業本部副本部長 2014年 4月 同社取締役常務執行役員 資材事業本部副本部長 2018年 6月 当社取締役 ナイス株式会社取締役常務執行役員 資材事業本部長 2020年 3月 当社取締役資材事業本部長 現在に至る</p> <p>(取締役候補者とした理由) 建築資材事業において強みを発揮することができ、かつ優れた経営管理能力を有していることから、グループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	11,000株
3	き ぐち なお かつ 木 口 直 克 (1972年10月21日生)	<p>1997年 4月 当社入社 2015年 7月 当社グループ総合企画部 グループITマネージャー 2015年 11月 当社グループ総合企画部 グループ財務マネージャー 兼 グループITマネージャー ナイス株式会社経営推進本部 財務部長 2019年 7月 当社グループ総合企画部 グループ財務マネージャー ナイス株式会社執行役員 経営推進本部財務部長 2019年 9月 当社グループ経営推進本部副本部長 兼 財務部長 ナイス株式会社執行役員 2020年 1月 当社管理本部副本部長 兼 財務部長 2020年 3月 当社取締役管理本部長 現在に至る</p> <p>(取締役候補者とした理由) 長年にわたり当社および当社子会社の管理部門に在籍し、とくに財務部門における豊富な知識と経験を有しており、その見識を活かして今後の当社グループの経営管理や経営戦略をリードする役割を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	6,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	はら ぐち よう いち 原 口 洋 一 (1961年11月26日生)	1984年 4月 当社 入社 2011年 7月 ナイス株式会社執行役員 住宅事業本部首都圏営業部統括部長 2013年 6月 同社取締役執行役員 住宅事業本部副本部長 2016年 9月 同社取締役常務執行役員 住宅事業本部副本部長 2017年 6月 同社理事 2020年 3月 当社上席執行役員 住宅事業本部副本部長 2021年 4月 当社上席執行役員 住宅事業本部長 現在に至る (取締役候補者とした理由) 住宅事業において強みを発揮することができ、かつ優れた経営管理能力を有していることから、グループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、取締役候補者いたしました。	3,500株
5	た べ ひろし 田 部 博 (1966年6月17日生)	1990年 4月 日榮ファイナンス株式会社 入社 1996年 11月 当社 転籍 2017年 7月 ナイス株式会社執行役員 経営推進本部総務部長 2017年 9月 当社グループ総合企画部 グループ人事マネージャー ナイス株式会社執行役員 経営推進本部人事部長 2019年 9月 当社グループ経営推進本部副本部長 兼 人事部長 2020年 1月 当社管理本部副本部長 兼 人事部長 2020年 3月 当社執行役員 管理本部副本部長 現在に至る (取締役候補者とした理由) 長年にわたり当社の管理部門に在籍し、とくに人事総務部門を統括する豊富な知識と経験を有し、かつ優れた経営管理能力を有していることから、グループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、取締役候補者いたしました。	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
6	すず き しん や 鈴木 信哉 (1957年6月27日生)	1981年 4月 林野庁入庁 2004年 4月 同庁経営課特用林産対策室長 2008年 7月 同庁木材産業課長 2010年 7月 同庁経営企画課長 2012年 7月 同庁中部森林管理局長 2014年 4月 独立行政法人森林総合研究所理事 2016年 7月 ノースジャパン素材流通協同組合理事長 現在に至る 2017年 6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) ノースジャパン素材流通協同組合理事長 (社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 長年、林業政策に携わった専門的な知識と経験を当社の経営の監督等に活かしております。したがって、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。	一株
7	こく ぼ たかし 小久保 崇 (1974年1月18日生)	2000年 10月 弁護士登録 西村総合法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所) 入所 2014年 3月 小久保法律事務所設立 2014年 7月 株式会社ADC代表取締役 2017年 1月 AOI TYO Holdings株式会社 社外取締役 (監査等委員) 2017年 1月 株式会社アズーム社外取締役 現在に至る 2017年 3月 弁護士法人小久保法律事務所代表社員 現在に至る 2019年 6月 当社社外取締役 現在に至る 2020年 6月 オイシックス・ラ・大地株式会社社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人小久保法律事務所代表社員 株式会社アズーム社外取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社社外監査役 (社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 弁護士として、一貫してコーポレート・ガバナンス、M&A、資金調達等の企業法務を専門領域とし、当該分野における豊富な経験と見識を有しております。こうした知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化と企業価値の向上に十分に貢献することが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
8	はま だ きよ ひと 濱 田 清 仁 (1957年11月30日生)	<p>1985年 10月 監査法人サンワ事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p>1989年 4月 公認会計士登録</p> <p>1998年 2月 税理士登録</p> <p>1998年 4月 よつば総合会計事務所パートナー 現在に至る</p> <p>2004年 6月 株式会社GDH監査役</p> <p>2007年 6月 株式会社キトー社外監査役 現在に至る</p> <p>2014年 3月 メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外監査役 現在に至る</p> <p>2016年 9月 株式会社SOU (現 バリュエンスホールディングス株式会社) 社外監査役</p> <p>2017年 9月 株式会社コンヴェノ 社外取締役</p> <p>2019年 6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>2019年 11月 株式会社SOU (現 バリュエンスホールディングス株式会社) 社外取締役 (監査等委員)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>よつば総合会計事務所パートナー</p> <p>株式会社キトー社外監査役</p> <p>メディカル・データ・ビジョン株式会社社外監査役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>公認会計士および税理士としての職務を通じた豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化と企業価値の向上に十分に貢献することが期待できることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
9	たむら じゅん 田村 潤 (1950年4月17日生)	<p>1973年 4月 麒麟麦酒株式会社 (現 キリンホールディングス株式会社) 入社</p> <p>1995年 9月 同社高知支社長</p> <p>2004年 3月 同社執行役員中部圏統括本部長</p> <p>2007年 3月 同社常務執行役員営業本部長</p> <p>2007年 6月 同社代表取締役副社長営業本部長</p> <p>2015年 11月 株式会社大庄社外監査役 現在に至る</p> <p>2018年 5月 100年プランニング株式会社代表取締役 現在に至る</p> <p>2020年 6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>100年プランニング株式会社代表取締役 株式会社大庄社外監査役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 大手民間企業において代表取締役を務め、書籍の執筆や企業等への講演活動を行うなど、経営全般の豊富な経験と見識を有しております。こうした知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化と企業価値の向上に十分に貢献することが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	一株

- (注) 1. 当社は、2007年10月1日付にて持株会社体制に移行し、同日すてきナイスグループ株式会社に商号を変更しました。表中の2007年10月から2020年3月までのナイス株式会社(以下「旧ナイス株式会社」といいます。))は、当社が持株会社体制に移行した際、当社の事業に関して有する権利義務を承継した当社100%出資の事業子会社であります。
2. 当社は2020年3月31日付にて旧ナイス株式会社を吸収合併し、同日すてきナイスグループ株式会社からナイス株式会社に商号を変更しております。
3. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 原口洋一、田部博の各氏は、新任の取締役候補者であります。
5. 鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁、田村潤の各氏は、社外取締役候補者であります。
6. 鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁、田村潤の各氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本總會終結の時をもって鈴木信哉氏においては5年、小久保崇氏および濱田清仁氏においては3年、田村潤氏においては2年になります。
7. 当社は、鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁、田村潤の各氏との間で会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しており、各氏が再任された場合は、同契約を継続する予定であります。
8. 当社は、被保険者がその期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務について行った行為(不作為を含みます。)に起因して、当社、株主、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなった損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等の損害等は補償対象外とすることにより、役員職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役および執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて金額当社が負担しております。各取締役候補者が選任され、就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
9. 当社は、鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁、田村潤の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

<ご参考>

取締役候補者のスキルマトリックス

候補者 番号	氏名	年齢	社外 役員	独立 役員	地位・担当	期待するスキル等				
						経営管理	戦略立案	事業知見	財務・会計	法令
1	(再任) 杉田 理之	64			代表取締役社長	○	○	○		
2	(再任) 川路 泰三	58			取締役 資材事業本部長	○	○	○		
3	(再任) 木口 直克	49			取締役 管理本部長	○	○	○	○	
4	(新任) 原口 洋一	60			上席執行役員 住宅事業本部長	○	○	○		
5	(新任) 田部 博	55			執行役員 管理本部副本部長	○	○	○		
6	(再任) 鈴木 信哉	64	○	○	取締役	○		○		
7	(再任) 小久保 崇	48	○	○	取締役	○				○
8	(再任) 濱田 清仁	64	○	○	取締役	○			○	
9	(再任) 田村 潤	71	○	○	取締役	○	○			

(注) 年齢、地位・担当は2022年3月31日現在のものです。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額について、金銭報酬は、2008年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額2億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経営環境が変化していること、第4号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合には、取締役が2名増員となることなどを総合的に勘案し、取締役（社外取締役を含む。）の金銭報酬額を年額3億円以内に改定させていただきたいと存じます。また、この取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案につきましては、上記目的に照らし、独立社外取締役を委員長とした指名・報酬委員会からの答申に基づき、取締役会で決議していることから、内容は相当であると判断しております。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く。）の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬制度による金銭報酬債権及びその給付と引き換えに発行又は処分する当社の普通株式については、2021年6月29日開催の第72回定時株主総会において年額1億円以内かつ年60千株以内とご承認いただいております。

現在の取締役は7名（うち、社外取締役は4名）ですが、第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役は9名（うち、社外取締役は4名）となります。

以上

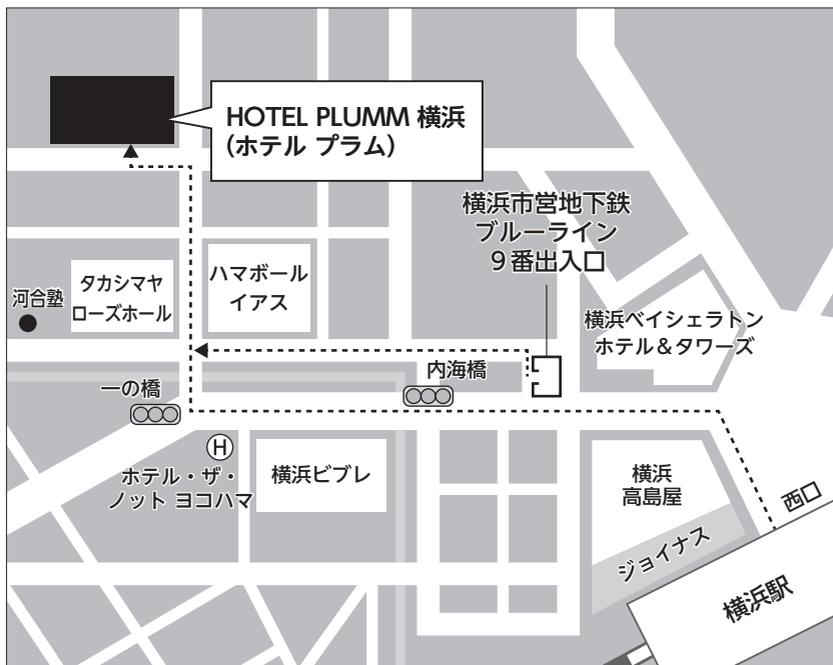
第73回定時株主総会会場ご案内図

<会場>

横浜市西区北幸二丁目9番1号

HOTEL PLUMM 横浜 3階 「ジョルジュサンク」
(ホテル プラム)

横浜駅西口から徒歩約7分



※駐車場のご用意はございませんので、公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。

※今後の新型コロナウイルスの状況により、会場や開始時刻等をやむなく変更する場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nice.co.jp>) にてお知らせをさせていただきます。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合には、事前に上記当社ウェブサイトをご確認くださいませよう願いたします。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。